

三重県警察ヘリポートの使用及び管理に関する訓令

昭和63年5月23日

三重県警察本部訓令第12号

改正 平成元年6月22日三重県警察 平成4年3月13日三重県警察
本部訓令第11号 本部訓令第8号
平成8年7月2日三重県警察 平成20年10月14日三重県警察
本部訓令第11号 本部訓令第13号
平成29年3月28日三重県警察 令和4年3月3日三重県警察
本部訓令第6号 本部訓令第2号

三重県警察ヘリポートの使用及び管理に関する訓令を次のように定める。

三重県警察ヘリポートの使用及び管理に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県警察が使用する三重県警察ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の使用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 ヘリポートの使用及び管理については、航空関係法令、三重県庁舎管理規則その他の法令によるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(ヘリポートの施設)

第3条 ヘリポートの施設は、着陸帯及びこれらに付属する施設とする。

(管理責任者)

第4条 ヘリポートの管理責任者（以下「管理者」という。）は、警備部警備第二課長とする。

2 管理者は、警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受け、ヘリポートの使用及び管理について責任を負うものとする。

(管理業務の内容)

第5条 ヘリポートの管理業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 航空機の離陸、着陸等ヘリポートの運用に関すること。
- (2) ヘリポートの整備及び機能保持に関すること。
- (3) ヘリポートの監視及び警備に関すること。
- (4) その他ヘリポートの使用及び管理に関すること。

2 ヘリポート照明施設の管理は、この訓令によるほか、警備部長が別に定めるところによる。

(遵守事項)

第6条 ヘリポートを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(1) 離陸又は着陸しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けらるること。

(2) 離陸又は着陸しようとするときは、警察職員2名を配置して無線連絡を維持し、その安全を確保すること。

(3) 人員の乗降、荷物の積卸し及び航空機の停留は、着陸帯において行うものとし、航空機を係留する必要がある場合は、所定の係留環に係留すること。

(運用時間)

第7条 ヘリポートは、24時間運用とする。

(給油作業等の制限)

第8条 ヘリポートにおいては、原則として航空機の給油、廃油等危険を伴う作業は行わないものとする。

(設置基準の維持)

第9条 管理者は、ヘリポートを航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第79条の設置基準に適合するよう維持管理するとともに定期的に点検を実施し、結果を本部長に報告するものとする。

(改修等の工事を行う場合の措置)

第10条 管理者は、ヘリポートの改修、補修等の工事を行うときは、保安上必要な措置を講ずるとともに、必要な標識を設置し、航空機の航行を阻害しないようにしなければならない。

(禁止行為の掲示)

第11条 管理者は、航空法（昭和27年法律第231号）第53条に規定する禁止行為をヘリポートの見やすい場所に掲示しなければならない。

(災害対策)

第12条 管理者は、ヘリポートにおける航空機の火災等の事故に対処するため、別表に定める消火設備及び救護器具を備付け、適宜必要な訓練を実施しなければ

ばならない。

- 2 管理者は、天災その他の原因により、航空機の離陸又は着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちにヘリポートの使用を禁止し、その旨本部長に報告するとともに、国土交通省大阪航空局長に通報しなければならない。

(緊急事態時の措置)

第13条 離陸又は着陸時におけるヘリポート配置警察職員は、航空機の火災等緊急事態が発生したときは、負傷者の救護、火災の消火、管理者への報告等迅速かつ適切な措置を採らなければならない。

- 2 管理者は、ヘリポートにおける事故等緊急事態に備え、平素から関係行政機関等との連絡体制を確立しておかなければならない。

(外来機に使用を許可した場合の処置)

第14条 管理者は、三重県警察以外の航空機にヘリポートを使用させる場合には、安全及び使用方法等について通知するものとする。

(飛行場業務日誌)

第15条 管理者は、飛行場業務日誌(別記様式)を備え、所要事項を記録しておくものとする。

- 2 前項に規定する飛行場業務日誌の保存期間は1年とする。

(細目)

第16条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、警備部長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和63年5月23日から施行し、昭和63年3月1日から適用する。

附 則(平成元年6月22日三重県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成元年6月1日から適用する。

附 則(平成4年3月13日三重県警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年7月2日三重県警察本部訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月14日三重県警察本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日三重県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月3日三重県警察本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年3月3日から施行する。

別表

消火設備及び救護器具

消火設備	主消火剤	固定原液タンク方式泡消火剤 水は、消火栓より供給し、消火栓に近接した所に 固定原液、固定ホースリールを設置 ○ 溶液噴出率 250 ℓ/分 以上
	補助消火剤	化学薬品粉末消火器 ○ 容量 30Kg×2本
救護器具	モンキーレンチ	1本
	航空機用救出オノ	1本
	ボルト・カッター (60cm)	1本
	かなてこ (105cm)	1本
	グラスフック (トビロ)	1本
	ハクソー (スペアブレード6個付き)	1本
	耐火製毛布 (140×190)	1枚
	はしご (2.5m、脚立)	1個
	救難索 (太さ5cm、長さ15m 耐火製)	1本
	サイドカッチング・プライヤー	1本
	ねじ回しセット (大中小×2本づつ)	1組
	ケース付ハーネスナイフ	1本
耐火製手袋	2双	

別記様式

飛行場業務日誌

年 月 日 (曜)		年 月 日 () 曜日							
天 候	午前				午後				
	飛行場設備の状況		着 陸 帯	異常 無・有 ()					
		風 向 指 示 器	異常 無・有 ()						
		脱 落 防 止 装 置	異常 無・有 ()						
		流 出 防 止 装 置	異常 無・有 ()						
ヘリポートの使用状況		使用開始時間 ____ : ____ 使用終了時間 ____ : ____ 着陸回数 ____ 回							
		着陸時刻	離陸時刻	飛行目的	搭乗者	機長	備考		
		: :	: :						
		: :	: :						
		: :	: :						
施工した工事の内容									
災害事故等 (時刻、状況措置)									
関係機関との連絡事項		飛行計画通報回数 ____ 回							
そ の 他									

